

令和7年度売れる6次化商品販路創出事業 公募型プロポーザル方式募集要領

1 事業の目的

福島県県北地方の6次化商品の販路創出のため、6次化商品の情報を発信するリーフレットを作成し、より多くの消費者や流通関係者に商品を知ってもらい、消費拡大に繋げることを目的とする。また、成果品は「ふくしまデスティネーションキャンペーン」等の機会に、県北地方の6次化商品の認知度向上に繋げるための資料として活用する。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和7年度売れる6次化商品販路創出事業

(2) 業務内容

別紙「令和7年度売れる6次化商品販路創出事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

委託契約締結日から令和7年12月26日（金）まで

(4) 委託費の上限（見積限度額）

1, 200千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 参加に係る資格要件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。ただし、契約締結日までの間に当該資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等は暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

(8) その他、県との協議に真摯、柔軟に対応できる者であること。

4 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県県北農林事務所企画部のホームページからダウンロードして入手すること。窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 質問等の受付

質問がある場合は、「質問書（様式第1号）」を次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和7年8月1日（金） 17時まで（必着）

(2) 提出書類

質問書（様式第1号）

(3) 提出方法

「13 問合せ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。なお、提出後は電話にて送信した旨を連絡すること。

(4) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年8月5日（火）17時までに県北農林事務所企画部ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ電子メールで行う場合がある。

6 プロポーザル参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「プロポーザル方式参加申込書（第2号様式）」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月8日（金） 17時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）

(3) 提出方法

「13 問合せ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。なお、提出後は電話にて送付した旨を連絡すること。

(4) 留意事項

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

7 企画提案書の提出について

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月22日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書（表紙を除き、日本産業企画A4版両面10枚以内、任意様式）

「令和7年度売れる6次化商品販路創出事業業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の「提案1」から「提案4」までの内容を含めること。

提案1：考え方

本業務を実施する上での基本的な考え方。

提案2：業務の取組内容

業務内容についての具体的な提案。

掲載する商品の候補一覧を記載すること。

提案3：業務の実施体制

当業務の目的を達成するための実施体制についての提案。

提案4：積算見積書

それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等）。

イ 令和5年度以降の地方公共団体から受注した同種類似委託業務実績一覧

(3) 提出方法

「13 問合せ先及び各種書類の提出先」まで郵送又は持参により提出すること。

※電子媒体等による提出は認めない。

(4) 提出書類部数

6部（正本1部、副本5部）

8 企画提案書の提出に際しての留意事項

(1) 提出書類が次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容があった場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 企画提案書の積算見積額が委託費の上限を超えている場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約日までの期間内に、プロポーザル参加者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

キ 本募集要領に違反すると認められる場合

ク その他、県が予め指示した事項に違反した場合

(2) プロポーザル参加者は、複数の提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

- (4) 提出期限後の企画提案書の変更、差し替え若しくは再提出はできない。また、提出書類は返却しない。
- (5) プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (6) 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

9 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザルによる各社からの提案を受け、審査会で企画提案書等を総合的に評価し、業務委託候補者を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時

日時 令和 7 年 8 月 2 8 日（木）（予定）

イ 審査時間

説明（プレゼンテーション）は 1 5 分以内とし、1 0 分以内の質疑とする。

ウ 審査方法

審査項目及び評価基準に得点及びウエイトを付し、合計点により審査する。

審査項目	評価基準	配点
1 企画提案内容	業務目的の理解度、目的達成のための企画力、事業の効果性、履行の実現性、独創性 等	7 0 点
2 業務遂行能力等	業務の実施体制、業務工程、業務実績、業務経費の妥当性 等	3 0 点
合計		1 0 0 点

(3) 業務委託候補者の選定

ア 審査委員ごとに企画提案書の評価採点を行い、その点数を合計した総合点と順位を参考に業務委託候補者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が 1 者のみの場合は、審査委員の総合点が最高点の 6 割以上となった場合に、当該事業者を業務委託候補者とする。

10 審査結果の発表及び通知

(1) 審査結果の通知等

プロポーザル参加者全員に対して書面で通知する。また、審査結果を県北農林事務所のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。

(2) 審査結果に関する開示請求

審査にて選定されなかった者は、その審査結果通知日の翌日から起算して 2 週間以内に、書面（任意様式）により選定されなかった理由について説明を求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して 10 日以内に通知する。なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託候補者の企業名」と「それぞれの審査時の総得点」とする。

11 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書は業務委託予定者の提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、業務委託予定者と県の協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがある。

(2) 契約手続き

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手続きにより業務委託候補者から見積書を徴取の上、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。業務委託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と随意契約の手続きを行う。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

12 主なスケジュール

令和 7 年 7 月 25 日（金）	募集要領の公表
令和 7 年 8 月 1 日（金） 17 時まで	質問書の提出期限
令和 7 年 8 月 5 日（火） 17 時まで	質問書への回答
令和 7 年 8 月 8 日（金） 17 時まで	参加申込書等の提出期限
令和 7 年 8 月 22 日（金） 17 時まで	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 8 月 28 日（木）（予定）	審査会
令和 7 年 8 月 29 日（金）以降	審査結果の通知
令和 7 年 9 月 1 日（月）以降	契約締結

13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（北庁舎 5 階）
福島県県北農林事務所 企画部 地域農林企画課（担当：佐野）
電話番号 024-521-2596
FAX 024-521-2850
メールアドレス kikaku.af01@pref.fukushima.lg.jp

様式第 1 号 (添書不要)

プロポーザル方式募集要領等に関する質問書

令和 年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
(作成担当者)

業務名	令和 7 年度売れる 6 次化商品販路創出事業
質 問 事 項	

様式第 2 号（添書不要）

令和 7 年度売れる 6 次化商品販路創出事業 プロポーザル方式参加申込書

年 月 日

福島県知事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号
(作成担当者)

福島県知事が発注する標記の業務について、参加を申し込みます。
なお、募集要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しません。
- 2 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではありません。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 5 福島県の県税を滞納していません。
- 6 消費税または地方消費税を滞納していません。